

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月27日
【事業年度】	第13期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）
【会社名】	シュッピン株式会社
【英訳名】	Syuppin Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 小野 尚彦
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目14番11号 （上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。）
【電話番号】	03-3342-0088（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 辻本 拓
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目19番6号
【電話番号】	03-3342-0088（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 辻本 拓
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高 (千円)	15,603,908	19,166,044	22,705,331	24,996,074	30,921,474
経常利益 (千円)	689,292	870,227	821,075	1,078,276	1,521,139
当期純利益 (千円)	390,006	563,515	560,372	741,092	1,077,303
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	508,656	508,656	508,656	508,656	508,656
発行済株式総数 (株)	5,985,200	11,970,400	11,970,400	11,970,400	23,940,800
純資産額 (千円)	1,766,588	2,270,252	2,753,426	3,399,079	4,331,367
総資産額 (千円)	4,263,308	5,110,864	5,907,458	6,676,691	8,780,786
1株当たり純資産額 (円)	73.79	94.83	114.74	141.69	180.68
1株当たり配当額 (円)	10	7	8	12	10
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	16.45	23.54	23.41	30.96	45.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	30.94	44.19
自己資本比率 (%)	41.4	44.4	46.5	50.8	49.3
自己資本利益率 (%)	24.9	27.9	22.3	24.1	27.9
株価収益率 (倍)	18.9	33.6	27.8	26.3	28.3
配当性向 (%)	15.2	14.9	17.1	19.4	22.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	79,152	157,750	90,117	388,047	134,057
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	225,941	262,157	333,514	122,016	184,685
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	16,732	154,982	257,562	128,040	675,051
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	441,688	492,264	506,429	644,420	1,268,843
従業員数 (名)	169	185	191	183	190
〔ほか、平均臨時雇員〕	〔15〕	〔12〕	〔14〕	〔18〕	〔25〕

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第11期の1株当たり配当額には、記念配当1円を含んでおります。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第9期は平成26年1月をもって権利行使期間が終了したことに伴いストック・オプションが消滅し、潜在株式が存在しなくなったため記載しておりません。第10期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第11期は新株予約権の残高があるものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。

5. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇
用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、嘱託を含む。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記
載しております。
7. 平成27年1月1日付及び平成30年1月1日付で、それぞれ株式1株につき2株の株式分割を行いました
が、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜
在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2【沿革】

当社取締役会長鈴木慶は、平成6年8月に東京都新宿区にて専門店屋号「Map Camera」としてカメラ事業を開始しており、当社は設立後に当該事業を譲受けました。当社設立以降の変遷は、次のとおりであります。

年月	事項
平成17年8月	当社設立（資本金100,000千円）
平成17年12月	マップ・ビジュアル・プレゼンツ株式会社よりカメラ事業EC（エレクトリックコマース：インターネット上の当社サイトにおけるネット取引・決済）部門の営業譲受
平成18年2月	マップ・ビジュアル・プレゼンツ株式会社よりカメラ事業店舗営業部門の営業譲受
平成18年6月	専門店屋号「GMT」でGMT時計営業部として、時計販売の店舗買取・販売事業を開始
平成20年4月	専門店屋号「KINGDOM NOTE」でKINGDOM NOTE営業部として筆記具買取・販売事業を開始
平成20年11月	株式会社MGより株式会社マップスポーツの全株式を譲受け子会社化し、スポーツ自転車買取・販売事業を開始
平成22年9月	子会社の株式会社マップスポーツを解散し（平成23年1月清算終了）事業譲受し、マップスポーツ営業部（専門店屋号「map sports」）とする
平成24年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成25年7月	スポーツ自転車買取・販売事業の専門店屋号を変更し「CROWN GEARS」とする
平成26年5月	本社及び営業本部事務所を東京都新宿区西新宿一丁目14番11号に移転
平成27年12月	東京証券取引所市場第一部に市場変更

3【事業の内容】

当社は初心者から愛好家までの幅広い層を対象に、「インターネットを利用して価値ある新品と中古品（注）1の安心・安全なお取引を行うこと」を目標に事業を展開しております。

中古品の取引市場は拡大傾向にあり、インターネットショッピングサイト、インターネットオークション及びフリマアプリでの取引額は約1兆1千億円、実店舗での取引額は約1兆円と推計されていますので、市場全体では約2兆1千億円に達するとみられております。（注）2

一方で、コピー商品、不当表示や商品不具合等のトラブルになっている事例も多いため、市場としてより安全な取引環境の整備が課題となっております。

このような市場環境のなか、当社は安心・安全が求められる大切な商品を取り扱える会社として、より良い取引環境の実現を目指しております。

（注）1．当社では、新品だけではなく、中古品についても高級嗜好品、アンティーク等にとらわれず、顧客が愛着を持って大切に保有されてきた品物を「価値ある中古品」として取扱っております。

2．出典：経済産業省 平成29年度 電子商取引に関する市場調査

当社は、インターネットと店舗において、中古品の買取と販売及び新品の販売を行っております。なお、平成30年3月31日時点でのWeb会員数は、360,958人となっており、Web会員の地域分布は、次のとおりであります。

<Web会員地域分布>

	北海道・東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州・沖縄	合計
会員（人）	28,846	185,668	49,696	53,330	13,637	6,755	23,026	360,958
比率（％）	8.0	51.4	13.8	14.8	3.8	1.9	6.4	100.0

当社では、インターネットで安心・安全に取引を完結できる環境を構築しておりますが、実店舗で実際の商品の状態を確かめたいという顧客にも対応するため、基本的に1事業につき1店舗の運営をしております。

また、当社が営むカメラ事業、時計事業、筆記具事業、自転車事業ではいずれも専門的な知識が求められます。それぞれの事業の取扱商品に対して“こだわり”を持って接し、専門性を追求することにより、商品知識豊富な人材が育成されており、当社ではそのような人材をエキスパートと呼んでおります。

なお、当社が事業を行う上での屋号につきましては次のとおりであります。（注）3

事業名	カメラ事業	時計事業	筆記具事業	自転車事業
屋号	Map Camera	GMT	KINGDOM NOTE	CROWN GEARS

（注）3．高品質なサービスを提供するために、事業ごとに異なった屋号で事業展開しております。

当社の事業における位置付け及びセグメントとの関係は次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一区分であります。

[カメラ事業]

当事業は屋号を「Map Camera」とし、ライカやローライ、ハッセル、ツァイスなどカメラ愛好家に求められる機種、また国内や海外のデジタルカメラ、フィルムカメラ、交換レンズなどの中古品・新品を取り扱うカメラ専門店として、初心者から愛好家までの幅広い層の顧客のニーズに応えられるように事業展開を行っております。

商品調達につきましては、当社で扱う中古品は個人の顧客からの買取による仕入であり、新品はメーカーまたは問屋からの仕入を行っております。買取の手順としては、顧客からのインターネットによる査定申し込み・宅配配送（通信買取）、または顧客による店舗への持ち込み（店舗買取）によりお品物をお預かりします。その後、当社エキスパートによる検品を行い、エキスパートの経験と当社独自の買取査定データベースの活用を基本とし、適正な買取価格を顧客に提示確認後、買取を行います。

買取った商品につきましては、当社保有のリペア・クリーニングに関するノウハウにより、メンテナンスしたうえで、インターネット及び店舗にて販売しております。

販売につきましては、買取と同様にインターネットと店舗の両チャンネルで中古品と新品の販売を行っており、インターネット上では、商品の様々な画像、商品コンディションの独自評価、製品仕様といった様々な商品説明を掲載しております。店舗では、商品知識豊富なエキスパートによる商品説明やアドバイスの提供を行っております。インターネット、店舗ともに商品状態が分かる情報を提示することで、顧客の不安を取り除き、より安全且つ快適な取引環境の提供に努めております。

また、中古品、新品の両方を取り扱うことで、中古品を下取り新品を提供することが可能となり、顧客の利便性を高めております。

[時計事業]

当事業は屋号を「GMT」とし、パテックフィリップ、ランゲ&ゾーネなどのフォーマルな時計から、ロレックス、ブライトリングなどのスポーツ時計までの中古品・新品を幅広く取り揃え、エキスパートによるサービスとともに機械式時計を中心とした時計専門店として事業展開しております。

中古品の買取から、中古品・新品の販売までの流れはカメラ事業と同様で、時計事業においても中古品、新品の両方を取り扱うことで中古品を下取り新品を提供することが可能となり、顧客の利便性とそれによるリピート客の増加を図っております。

[筆記具事業]

当事業は屋号を「KINGDOM NOTE」とし、世界各国のブランド万年筆やボールペンをはじめとした筆記具関連の幅広い商品を中古品・新品ともに取り揃えた筆記具専門店として事業展開しております。

中古品の買取から、中古品・新品の販売までの流れはカメラ事業と同様で、筆記具事業においても中古品、新品の両方を取り扱うことで中古品を下取り新品を提供することが可能となり、顧客の利便性とそれによるリピート客の増加を図っております。

[自転車事業]

当事業は屋号を「CROWN GEARS」とし、ロードバイク、小径自転車、マウンテンバイクなどの自転車、関連したパーツやアクセサリまでの幅広い商品を中古品・新品ともに取り揃えたロードバイク専門店として事業展開しております。

商品調達につきましては、中古品は個人の顧客からの買取であり、インターネットによる通信買取及び店舗買取に加え東京近郊を対象とした出張買取を行っており、新品はメーカーまたは問屋からの仕入を行っております。

販売につきましては、インターネットと店舗の両チャンネルで中古品と新品の販売を行っており、中古品については商品化の際のメンテナンスと受け入れ検査を十分に行うとともに、商品状態が判る情報を詳細に提示することで、顧客の不安を取り除き、より安全且つ快適な取引環境の提供に努めております。

また、中古品、新品の両方を取り扱うことで、中古品を下取り新品を提供することが可能となり、顧客の利便性とそれによるリピート客の増加を図っております。

なお、当社では、インターネットを活用した「価値ある新品と中古品」取引の拡大、顧客の利便性向上を企図しており、以下の特徴を有しております。

(1) インターネットを通じた安心・安全な取引環境の実現

当社はインターネットを利用した販売・買取を行っており、インターネットのみで安心・安全に取引を完結できる環境を構築しております。

顧客が中古品をインターネット上で安心・安全に取引するためには、本物の商品（偽物ではない）であることの保証がされていることと正確な情報開示が不可欠となります。

当社では、事業ごとの専門的な知識・経験をもったエキスパートにより、「価値ある中古品」を適正に鑑定したうえで買取を行い、本物の商品であることの保証をしております。なお、万が一、中古商品に不具合、機能不良等がある場合には、返品・交換を受け付けております。

また、正確な情報開示につきましては、インターネット上でも中古品の状態がはっきりとわかるランク付き情報提供や品質保証などを行っております。

(2) ロイヤルカスタマーの創出

当社にて繰り返し商品の売り買いをされている顧客を、当社ではロイヤルカスタマーと呼んでおります。

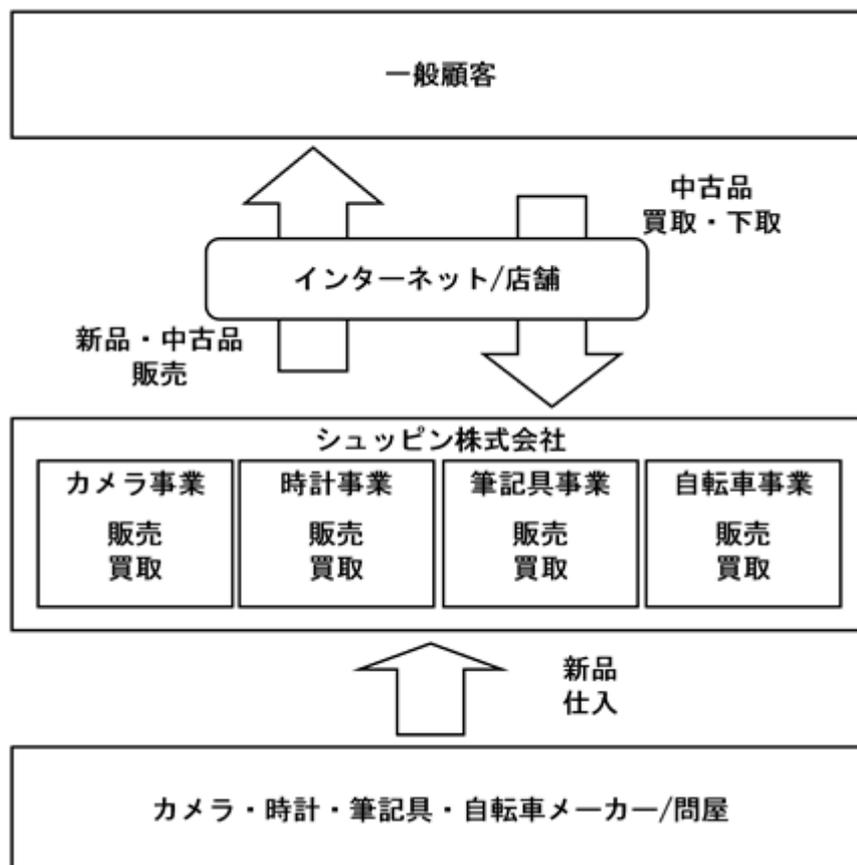
当社においては、商品の販売だけでなく、買取も行っているため、当社を通して、顧客は売り買い双方が可能な循環型のビジネスモデルを構築しております。

同時に、当社では場所や時間を選ばずに取引可能なインターネットサイトや豊富な品揃え、商品知識豊富なエキスパートを有しており、顧客に繰り返し売り買いを行っていただく環境を整備しております。

このような取引環境を通じて顧客満足度を高め、信頼を一つずつ積み重ねていくことが、新規ロイヤルカスタマーの創出に繋がっております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
190〔25〕	37.1	6.0	4,603,589

セグメントの名称	従業員数(名)
カメラ事業	121〔10〕
時計事業	18〔8〕
筆記具事業	13〔2〕
自転車事業	8〔1〕
全社(共通)	30〔4〕
合計	190〔25〕

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、嘱託を含む。)は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社はインターネットを活用した「価値ある新品と中古品」取引の拡大、顧客の利便性向上を企図しております。Eコマース（インターネット取引）における中古売買では「安心、安全な取引」こそが顧客の求める最も重要なことであるとの考えの下、商材確保に向けた最大限の資源を投入し、最良のコンディションで価値ある中古品を充実した質と量の「財庫」で品揃えしております。そして、その豊富な品揃えを中心とした情報はタイムリーに当社ECサイトで発信され、本物の価値を知る顧客の期待にお応えできるよう努めております。また、豊富な知識と確かな技術を持ったエキスパート「人財」が、絶対の自信をもって仕入れ、細心の注意を払って取扱いを行うことで、当社に対する信頼を持ってお取引して頂けるよう日々努めております。

(2) 経営戦略等

当社は継続的な収益力の維持向上を目指し、中長期的には経常利益率8%を目標とし事業展開を行ってまいります。そのために以下の戦略を実行する予定であります。

E Cサイトの継続的機能強化と利便性の追求

買取及び販売時における新機能の発案と実装、専門性の高い豊富な情報を掲載したサイトの運営、商品画像の掲載数増加に加え、商品の立体感や動きが伝わりやすい動画の掲載によりECサイトの充実を図ります。また営業事務関連の管理機能の改善による運用コストの削減を図ることで、当社事業基盤をさらに確かなものとするために継続的な改善を図ってまいります。

Eコマース（インターネット取引）拡大に対応したオペレーション構築

今後の取引拡大、物流業務増加に対応するために、業務オペレーションの見直し等を行うことで、常時速やかな取引を維持し、顧客の満足度を高めます。また、バックオフィスでの業務効率改善を図ることで、人員体制の拡大を極力抑制して利益率増加を実現してまいります。

新規取引への取り組みを検討

当社の財産であるカメラ、時計、筆記具、自転車といった商材は国際的な価値を持つ品物であり、「価値ある新品と中古品」のインターネットでの売買は今後大きく成長する可能性のあるマーケットであると考えております。従いまして、現状の事業を強化するとともに、新たな商材への展開と将来的には国内市場だけでなく海外との取引を見据えた上での事業展開を検討してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社の基本方針であるインターネット取引に軸足を置いた事業展開を行っていく上で、そのECサイトの魅力、営業ツールとしての効力等を測る指標として当社ECサイト会員数、そして人員効率を測るうえで事業別の一人当り売上高、業務効率化を測るための売上高販売管理費比率、収益性の改善動向を測るために経常利益の売上高比率を注視しております。また、株主重視の観点から、ROE(株主資本利益率)に注視しております。

(4) 経営環境

当社が置かれております経営環境につきましては、第2【事業の状況】3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(1)経営成績等の状況の概況 財政状態及び経営成績の状況に記載しております。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社が継続的に安定した成長を続けていくためには、当社の強みである各事業における専門性やECに主軸を置いたビジネスモデルを活かし、顧客からの信頼やブランドの認知力を向上させ、安心・安全に取引できる環境を提供することにより、収益基盤を高めていく必要があると認識しております。そのための施策として、以下の事項に取り組んでまいります。

各事業における専門性の向上

当社の営むカメラ事業、時計事業、筆記具事業、自転車事業ではいずれも専門的な知識が求められる「価値ある商品」を取り扱っております。特に、中古品については、価値ある「財庫」品を確保すること、及び「財庫」の価値を見極める商品知識豊富なエキスパートである「人材」が不可欠と認識しております。専門性を高めるため、各商材ごとに屋号を別々に展開しています。さらに各商材ごとに1店舗のみ運営している実店舗でのリアルな顧客との接点によるスタッフの専門性の向上、接客のノウハウをECサイトに活かすなど、ECとリアルの相乗効果による質の高いサービスの提供を可能とする仕組み作りや、組織体制の整備を進めてまいります。

ECサイトの信用力（安心・安全）・利便性の向上

今後、ECサイトでの販売を継続的に拡充するためには、ECサイトでも、対面取引と同様に顧客が安心して利用できるサービスの提供を目指し、一層の信用力（安心・安全）や利便性の向上を図る必要があると認識しております。そのために、EC買取における新たな仕組み（「ワンプライス買取」、「先取交換」、「買取リピーター」）の導入、スマートフォン対応の販売チャネルの追加、新技術導入による商品検索機能の大幅な改善、EC取引上のセキュリティ強化等によるECサイトの継続的なリニューアルを実施してまいりました。また、ECサイト継続強化の施策として、EC会員へ向けたログイン後トップページにおいて顧客毎に様々な情報をお届けするOne To Oneアプローチの取り組み、商品掲載画像の増量とコメントの充実、商品レビューページ「コミュレビ」の機能向上などに取り組ましました。さらに、フォトシェアリングサイト「EVERYBODY x PHOTOGRAPHER.com」とECサイトを連携し、商品購入後にカメラを楽しんでいただく場を作るとともに、投稿された写真を参考に、撮影に使用された機材を購入していただく新たな循環も構築しております。今後もさらなる信用力（安心・安全）と利用者向けサービスの強化を続けることで、売上の向上に努めてまいります。

当社及びブランドの認知度の向上、新規Web会員数、アクセス・ページビュー数の増加

当社は事業ごとに以下の屋号を用いて事業展開をしており、当社及び専門店としての各ブランドの認知度を一層高め、新たな利用者（新規Web会員数）を増やしていくことが課題と認識しております。

事業名	屋号
カメラ事業	Map Camera
時計事業	GMT
筆記事業	KINGDOM NOTE
自転車事業	CROWN GEARS

当社はこれら各ブランドの関連情報サイトから、専門店としての魅力ある商品関連情報を毎日発信しているほか、facebook等のソーシャルネットワークを活用して愛好家のためのコミュニティの運営や情報発信、さらには、情報アプリを通じて、当社からの情報に加え、国内外のメディアから発信される取扱商材に関連した記事を配信しています。また、今後はフォトシェアリングサイト「EVERYBODY x PHOTOGRAPHER.com」に顧客が投稿される写真や、顧客が自由に商品を組み合わせたセットを投稿できる「見積りSNS」の積極活用によるコンテンツマーケティングの展開など様々な情報発信を通じて、当社及びブランド認知度の向上、集客のためのプロモーション強化を積極的に行い、来客数及びページビューを増やし、当社ECサイトの新たな利用者を増やしていくことが必要と考えております。

2【事業等のリスク】

当社の経営成績及び財政状態等に影響を与える可能性のある事項には以下のようなものがあります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 中古品の仕入について

中古品の確保について

当社は中古品を中心とした販売を行っているため、一般の顧客から現金で商品を買って取っております。中古仕入に関しては買掛金が発生せずに現金仕入となるため、この代金を借入でまかなう場合に金利の動向の影響を受けません。また、中古品は新品と異なり仕入量の調節が難しいという性格を有しております。このため、当社では買取センターの設置、宅配買取の実施により仕入チャネルを多様化することで、安定的な仕入を可能とする中古品仕入体制を構築してまいりました。しかしながら、今後における景気動向の変化、競合の買取業者の増加、顧客マインドの変化によって、質量ともに安定的な中古品の確保が困難となる可能性があります。

コピー商品の買取りリスクについて

中古品の流通量の増加に伴い「コピー商品」に関するトラブルは社会的に重要な問題となっており、これらトラブルを事前に回避し、顧客の利益保護をいかに実現していくかが中古品小売業界全般の共通課題となっております。当社においては、専門的な知識と経験を持った人材を育成することにより、不良品及びコピー商品の買取防止に努めております。また、お客様に安心感を持って商品をお買い求めいただくために、誤って仕入れたコピー商品についてはすべて廃棄処理を行い、コピー商品の店頭への陳列防止に努めております。しかしながら、今後コピー商品を大量に仕入れ店頭への陳列を行った場合には、顧客の利益を損ない、当社の信用を損なう可能性があります。

盗品の買取りリスクについて

古物営業法に関する規制により、買い受けた商品が盗品であると発覚した場合、1年以内であればこれを無償で被害者に返還することとされております。当社においては、古物営業法遵守の観点から古物台帳（古物の買い受け記録を記載した台帳）をPOSデータ（当社売上・買取管理システムにて集積されたデータ）と連動させることにより、盗品買取が発覚した場合は、被害者への無償返還に適切に対応できる体制を整えております。今後も、古物を取り扱う企業として、古物台帳管理の徹底及び盗品買取発覚時の被害者への無償返還に適切に対応してまいります。このため、大量の盗品買取を行った場合には、多額の仕入ロスが発生する可能性があります。

(2) 新品の仕入について

台風、水害、地震等の自然災害が発生し、メーカーからの新品商品の供給が不足した場合には、売上が減少することにより当社業績は影響を受ける可能性があります。

(3) 商品の価値下落について

当社が取り扱う商品はカメラ・時計・筆記具・自転車を中心とした「価値ある中古品」ですが、商品によっては流行の変化に伴う経済的陳腐化により、また、為替相場の変動等により短期間の内に価値下落がもたらされるものや、牽引役となる人気商品・ヒット商品の有無により、その販売動向を大きく左右されるものが存在しております。

(4) 当社の営業エリアについて

当社はインターネットを中心に販売・買取を行っておりますが、基本的に1事業につき1店舗の営業店舗を展開しております。また、当社の営業店舗は新宿、渋谷に集中し、EC販売の統括部署も新宿の本社営業部事務所にあるため、大きな災害時にすべてが被害を被り業務が再開できない可能性があります。

(5) 業界の状況について

中古品業界においては、最近では幅広い分野において中古品の流通量が增大しており、カメラ・時計・自転車等、当社が取り扱っている商品においても、新規参入が目立ってきております。今後、競合店の増加やインターネットを介した売買の普及等による中古品の買取競争が激しくなった場合には、人気商品の確保が難しくなること、買取価格の相場が変動すること等から、当社業績は影響を受ける可能性があります。なお、当社は新品の販売も行っておりますが、新品の安売りを専門とするディスカウントストアの増加により販売競争が激化していった場合、販売価格の低下等により当社業績は影響を受ける可能性があります。

(6) 個人情報の管理について

古物営業法に関する規制により、商品を買受ける際、個人情報の取得を行いますが、当社ではこれら個人情報を帳簿等に記載又は電磁的方法により記録しております。また、当社では店頭販売の業務等において、顧客の住所、氏名、年齢、クレジットカード情報等を取り扱っており、これら個人情報も帳簿等に記載又は電磁的方法により記録し、管理しております。このため、当社は社内規程等ルールの整備、社内管理体制の強化、社員教育の徹底、情報システムのセキュリティ強化等により、個人情報保護マネジメント機能の向上を図り、「個人情報の保護に関する法律」の遵守、個人情報の漏洩防止に努めております。なお、当社は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）より「プライバシーマーク」の付与認定を受け、平成19年9月より、同マークの使用を開始しております。しかしながら、これら個人情報が漏洩した場合、社会的信用の失墜、事後対応による多額の経費発生等により、当社業績は影響を受ける可能性があります。

(7) システムトラブルについて

当社のECサイトにおけるシステムトラブルの発生可能性を低減させるために、ECサイトの安定的な運用のためのシステム強化、セキュリティ強化及び複数のデータセンターへサーバーを分散配置する等の対策を行っております。

しかしながら、万が一予期せぬ大規模災害や人為的な事故等によるシステムトラブルが発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 古物営業法に関する規制について

当社の取り扱う中古品は「古物営業法」に定められた「古物」に該当するため、同法による規制を受けております。「古物」は、古物営業法施行規則により次の13品目に分類されております。美術品類、衣類、時計・宝飾品類、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車、自転車類、写真機類、事務機器類、機械工具類、道具類、皮革・ゴム製品類、書籍、金券類。同法の目的並びに同法及び関連法令による規制の要旨は次のとおりであります。

目的

この法律は、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することを目的とする（第1条）。

規制の要旨

- a. 古物の売買もしくは交換を行う営業を営もうとする者は、所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない（第3条）。
- b. 古物の買受けもしくは交換を行う場合、又は売却もしくは交換の委託を受けようとする場合には、その相手方の住所、氏名、職業、年齢が記載された文書（その者の署名のあるものに限る。）の交付を受けなければならない（第15条）。
- c. 売買もしくは交換のため、又は売買もしくは交換の委託により、古物を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、取引の年月日、古物の品目及び数量、古物の特徴、相手方の住所、氏名、職業、年齢を帳簿等に記載、又は電磁的方法により記録し、3年間営業所に備えつけておかななければならない（第16条、第18条）。
- d. 買受け、又は交換した古物のうち盗品又は遺失物があった場合においては、被害者又は遺失主は、古物商に対し、盗難又は遺失から1年以内であればこれを無償で回復することを求めることができる（第20条）。

なお、(a)の規制につきましても、古物営業の許可には有効期限は定められておりません。しかし、古物営業法または古物営業に関する他の法令に違反した場合で、盗品等の売買等の防止もしくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害される恐れがあると認められる場合には、公安委員会は古物営業法第24条に基づき営業の停止及び許可の取消しを行うことができるとされております。

当社は、古物営業法を遵守し古物台帳管理を徹底し適法に対応する等の社内体制を整えておりますので、事業継続に支障を来す要因の発生懸念はありません。また現状において許可の取消し事由に該当するような事象は発生しておりません。しかし、古物営業法に抵触するような不正事件が発生し許可の取消し等が行われた場合には、当社の事業活動に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(9) 有利子負債への依存について

当社では、在庫の取得資金を主に金融機関からの借入金により調達しております。当事業年度末においては総資産8,780百万円に対して有利子負債2,570百万円であり、有利子負債が総資産の29.3%を占めております。今後、金融情勢の変化等により金利水準が変動した場合には、支払利息の増加等により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 人材の確保・育成について

当社の継続的な成長を実現させるためには、優秀な人材を十分に確保し育成することが重要な要素の一つであると認識しております。そのため、優秀な人材の獲得、育成及び活用に努めております。しかしながら、当社が求める優秀な人材を計画通りに確保できなかった場合、あるいは重要な人材が社外に流出した場合には、当社の事業活動及び業績に影響を与える可能性があります。

(11) その他の法的規制について

当社ではインターネットを活用した通信販売を行っており、「特定商取引に関する法律」による規制を受けております。なお、税制改正により消費税率が引き上げられた場合、短期的な消費マインドの冷え込みから、当社業績は影響を受ける可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概況

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュフロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に堅調な推移が続いていますが、その実感は得難く、また、海外情勢は米国政権の政策動向、地政学リスクの高まりによる政治経済両面での不安定さに起因する急激な為替変動などもあることから、先行きの見通しについては不確実性が増しております。

当社が置かれていますEコマース市場は、経済産業省の公表による平成29年の国内B to CのEC市場規模は前年から9.0%増加し16.5兆円となり、物販系分野、サービス系分野ともにその市場は大きく成長しております。そして、中古品市場につきましても拡大傾向は続き、その中のEC取引は、中古ビジネスへの注目から多様な業態が参入したことによるB to C取引の増加、ユーザー層の広がりや取扱品の多様化によるインターネットオークション、フリマアプリなどを利用したC to C取引の増加が市場拡大を牽引しています。一方で、市場の急速な拡大にともない、個人間トラブルや違法性の有無で社会的に問題視されつつある取引等も浮き彫りになっていることから、インターネット取引での安心を求めるユーザーは一層増えております。

このような経営環境のもと、当社は「お客様に『価値ある新品と中古品』を安心・安全にお取引できるマーケットを創出すること」を方針として、インターネットにおける中古品取引を可能とする仕組みをいち早く構築し事業展開を推進してまいりました。

当事業年度におきましては、One To Oneマーケティング施策の取り組みとして、カメラ専門店「Map Camera」のECサイトで、AI（人工知能）を活用した顧客毎の閲覧及び購入履歴とマイアイテムへの登録状況をもとにした商品レコメンドをトップページに表示しました。全ECサイトでは、購入の際に利用可能で今後は顧客毎にサービス内容をカスタマイズすることも予定している「ご優待チケット」、EC会員がマイページで登録した商品の販売価格変更等の情報を知らせる「欲しいリスト」、登録した商品入荷情報を配信する「入荷お知らせメール」で顕在化されたニーズに応えるOne To Oneアプローチを推し進めました。そして、商材に関連した世界中の最新情報を厳選して配信することや商品の値下り・買取価格の値上り情報などをタイムリーにお知らせする公式アプリを商材毎にリリース、また、「Map Camera」から導入を開始していました「こだわり検索」をすべての商材のECサイトへ展開することで、専門店ならではの情報発信とユーザビリティ向上を図りました。その他の取り組みとしては、当社が扱う価値ある商材は国境を越えた需要があることに着目し、新たなチャネルと新たなユーザー層へのアプローチのために「Map Camera」で海外モール（eBay）を利用した越境ECを開始しました。さらに、購入後にカメラを楽しむ“場”としてフォトシェアリングサイト「EVERYBODY×PHOTOGRAPHER.com」を公開し、カメラ事業とのシナジー効果と中長期的にはメディア収益や有料サービスの導入による収益事業としての展開を視野に入れたサイトとして運営を開始しました。これら個別のアプローチを中心とした施策の効果とECを主軸とした既存の各種サービスによる買取増加が販売に繋がり、売上高は30,921,474千円（前年同期比23.7%増）となりました。

販売費及び一般管理費では、買取及び販売強化の為に販売促進費、ECサイトの機能強化に係る業務委託手数料、売上連動のクレジット及び他社ポータルサイト利用手数料の増加に加えて、前倒しで実施した物流及び商品化スペースの拡張に伴う移転・改装費用が発生しております。一方で、広告宣伝費及び販売時ポイント付与の圧縮、その他諸経費の制御で、売上高販売管理費比率は前事業年度から0.9ポイント低下し11.5%となり、結果、3,568,369千円（同14.9%増）となりました。利益面におきましては、営業利益は1,536,914千円（同40.1%増）、経常利益は1,521,139千円（同41.1%増）となり、当期純利益では1,077,303千円（同45.4%増）となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

[カメラ事業]

AIを活用したトップページレコメンドで顧客毎に潜在ニーズの案内を開始、あわせて、豊富な商品の中から顧客毎に選びやすく選別された「中古商品おすすめ表示」と「欲しいリスト」、「入荷お知らせメール」を活用したOne To Oneアプローチを中心に施策を展開しました。さらに、常時潤沢で幅広い品揃えを保ちつつ、商品レビューページの充実、商品画像掲載枚数の増量、ブログでの情報発信に注力することにより、ECサイトの深耕に努めました。また、他事業に先駆けて越境ECを開始し、海外のカメラユーザーに向けて高品質の中古品を提案することで、価値ある中古品の相場の維持と今後の販売機会拡大のための取り組みを行いました。買取においては、顧客が保有する商品の買取価格の変更をお知らせするOne To Oneアプローチと「先取交換」、「ワンプライス買取」等の当社独自の既存サービスの提供による買い替えの促進を行いました。これら新しいマーケティング施策と従来のサービスの効果により、買取・販売の好循環が加速したことで、売上高は21,937,135千円（前年同期比21.0%増）、セグメント利益は1,833,917千円（同27.1%増）となりました。

[時計事業]

新たに運用を開始したアプリによって、日本国内のみならず世界メディアからの腕時計情報を届けることで、より商材の楽しさを提供することに注力しました。品揃えにおいては、高度な専門性を有するスタッフによる希少価値の高い高額商品を積極的に取り揃えることと、幅広い客層に支持されている人気ブランドの商品確保と新規開拓により個性的なブランドの商品を増やすことで、戦略的に販売価格帯の拡大と品揃えの拡充及びECサイトの掲載商品のボリュームアップを図りました。顧客が登録した欲しい商品や条件に合った商品が入荷した際にいち早く通知、各種コンテンツの充実、商品掲載画像枚数の増量、オーバーホールの有無を含んだメンテナンス内容に至るまでの商品情報の充実を図ることで、顧客のニーズにも応え、そしてECを利用した取引に対する安心感を高めることに注力した結果、新規顧客の獲得と高額商品の取引も増加しました。あわせて、インバウンド回復及び資産効果による高額消費の増加もあったことで、売上高は7,974,047千円（前年同期比32.6%増）、セグメント利益は475,291千円（同54.5%増）となりました。

[筆記具事業]

ECサイトでは、これまでの顧客からの問い合わせ内容に応じられる検索機能を実装し、スタンダードな項目を複合して検索できる「かんたん検索」とペン先の硬さやサイズ感など細かな検索ができる「こだわり検索」の運用を開始しました。あわせて、ブランド毎の商品コンテンツページを充実させ、従来より注力していますオリジナル商品では、主要メーカーの協力による独創的な万年筆とインクの企画・販売に継続して取り組んできました。これらにより、売上高は573,409千円（前年同期比12.2%増）となりましたが、売上拡大のための積極的な販売施策を実施したことで売上高総利益率が低下したこともあり、セグメント利益は39,196千円（同16.4%減）となりました。

[自転車事業]

ECサイトでは、上級者から初級者まで判り易く便利な「こだわり検索」を導入し、商品画像掲載枚数の増量を含めた商品ページの改善を進めることで、ECサイトの売上拡大と店舗への来店促進及び販売強化を図りました。店舗での定期的な商談会、人気商材の確保と戦略的な価格訴求もあわせて行いました。買取では、自社ECサイト及び自転車専門誌の広告を利用した積極的な取り組みを行ってきたことも奏功し、売上高は436,882千円（前年同期比28.6%増）となりましたが、販売強化のために増加した諸費用を補うまでには至らず、セグメント損失は4,885千円（前年同期は14,103千円の損失）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物は、1,268,843千円となり、前事業年度末と比較して624,422千円の増加となりました。

各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得られたキャッシュ・フローは、134,057千円（前年同期比65.5%減）となりました。これは、主として税引前当期純利益1,520,524千円、売上債権の増加額238,314千円、たな卸資産の増加額984,796千円、仕入債務の増加額222,345千円、法人税等の支払額420,855千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に使用されたキャッシュ・フローは、184,685千円（前年同期比51.4%増）となりました。これは、主として無形固定資産の取得による支出104,178千円、差入敷金保証金の差入による支出45,781千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によって得られたキャッシュ・フローは、675,051千円(前年同期は128,040千円の使用)となりました。これは、主として長期借入れによる収入1,400,000千円、長期借入金の返済による支出781,079千円、配当金の支払額143,644千円によるものであります。

生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

該当事項はありませんが、代替的な指標として当事業年度の仕入実績を記載しております。

当事業年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(単位：千円)

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	前年同期比(%)
カメラ事業	18,396,651	122.6
時計事業	7,695,025	136.0
筆記具事業	413,914	120.9
自転車事業	322,752	119.2
合計	26,828,345	126.1

(注) 1. セグメント間の取引はありません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 受注実績

該当事項はありません。

c. 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(単位：千円)

セグメントの名称		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	前年同期比(%)
カメラ事業	E C	15,545,204	121.4
	店舗	6,391,931	119.9
	セグメント計	21,937,135	121.0
時計事業	E C	2,784,045	121.7
	店舗	5,190,001	139.3
	セグメント計	7,974,047	132.6
筆記具事業	E C	395,893	113.7
	店舗	177,515	108.9
	セグメント計	573,409	112.2
自転車事業	E C	337,815	132.1
	店舗	99,066	118.0
	セグメント計	436,882	128.6
合計	E C	19,062,959	121.5
	店舗	11,858,514	127.5
	セグメント計	30,921,474	123.7

(注) 1. セグメント間の取引はありません。

2. 総販売実績に対する販売割合が10%以上の相手先はありません。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

文中の将来に関する事項については、当事業年度末において当社が判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき会計上の見積りを行っております。

詳細につきましては、第5〔経理の状況〕1〔財務諸表等〕(1)財務諸表(重要な会計方針)に記載しております。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態

当事業年度末の資産につきましては、総資産が8,780,786千円となり、前事業年度末と比較し2,104,095千円の増加となりました。

流動資産は7,798,584千円となり、前事業年度末と比較して2,071,202千円の増加となりました。これは主として現金及び預金が624,422千円増加したこと、売掛金が238,314千円増加したこと、商品が984,796千円増加したことによるものであります。

固定資産は982,201千円となり、前事業年度末と比較して32,893千円の増加となりました。これは主としてソフトウェアが21,634千円減少したこと、及び差入敷金保証金が47,793千円増加したことによるものであります。

負債につきましては、4,449,419千円となり、前事業年度末と比較して1,171,807千円の増加となりました。

流動負債は3,353,753千円となり、前事業年度末と比較して399,055千円の増加となりました。これは主として、買掛金が222,345千円増加したこと、短期借入金が200,000千円増加したことによるものであります。

固定負債は1,095,666千円となり、前事業年度末と比較して772,752千円の増加となりました。これは長期借入金が772,752千円増加したことによるものであります。

純資産につきましては、4,331,367千円となり前事業年度末と比較して932,287千円の増加となりました。これは利益剰余金が933,658千円増加したこと、新株予約権が1,146千円減少したことによるものであります。

b. 経営成績

当事業年度の売上高は、30,921,474千円(前年同期比23.7%増)となりました。内容としましては当社ECサイトにおいて、One To Oneマーケティング施策による買取・販売の好循環と新たな機能追加及び情報の拡充を継続して行ってきたこと、買取促進による豊富な中古品と専門店としての幅広い新品の品揃えの拡充を図ったことなどによるものです。

売上総利益は、売上高の増加により5,105,284千円(同21.5%増)となりました。

販売費及び一般管理費におきましては、買取販売強化のための販売促進費及び売上拡大にともなう各種手数料の増加、前倒しで実施した物流及び商品化スペースの拡張に伴う移転・改装費用の発生等がありましたが、売上高販売管理費比率は前事業年度より0.9ポイント低下し11.5%になったことで、3,568,369千円(同14.9%増)となりました。

この結果、営業利益は1,536,914千円(同40.1%増)となりました。

営業外収益は、受取手数料等の計上により441千円(同48.3%減)となりました。営業外費用は、借入金支払利息等の計上により16,215千円(同17.1%減)となりました。

この結果、経常利益は1,521,139千円(同41.1%増)となり、売上高経常利益率は4.9%(同0.6ポイント増)となりました。

特別利益は、新株予約権の消却の計上により1,146千円(同なし)となりました。特別損失は、不要設備の廃棄に伴う固定資産除却損により1,762千円(同274.3%増)となりました。

この結果、当期純利益は1,077,303千円(同45.4%増)となり、売上高当期純利益率は3.5%(同0.5ポイント増)となりました。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、第2〔事業の状況〕2〔事業等のリスク〕に記載しております。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

資本の財源及び資金の流動性についての分析につきましては、第2〔事業の状況〕3〔経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析〕(1)経営成績等の状況の概況 キャッシュ・フローの状況に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は181,608千円であります。その主な内訳は、スマホアプリ開発38,538千円、ECサイト情報検索26,273千円、レコメンドエンジン開発21,125千円、「EVERYBODY×PHOTOGRAPHER.com」関連開発14,899千円、事務所移転関連22,242千円等であります。

2【主要な設備の状況】

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	ソフトウェア	その他	合計	
Map Camera 本館 (東京都新宿区)	カメラ事業 時計事業 筆記具事業	店舗	61,381	-	5,978	67,360	42 [-]
Map Camera 買取センター (東京都新宿区)	カメラ事業	店舗	486	-	992	1,478	28 [2]
本社 営業本部事務所 (東京都新宿区)	会社統括業務 カメラ事業 時計事業 筆記具事業 管理業務	統括業務施設 EC営業所 倉庫	35,379	435,619	40,199	511,198	112 [22]

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア仮勘定及び工具、器具及び備品であります。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数の〔 〕は、臨時雇用者数を外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
 該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
 該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成30年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成30年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	23,940,800	23,940,800	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	23,940,800	23,940,800	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】
 【ストックオプション制度の内容】

第2回新株予約権

決議年月日	平成27年5月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役3名及び従業員23名
新株予約権の数(個)	3,920 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	784,000 (注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	754 (注)4
新株予約権の行使期間	自 平成28年7月1日 至 平成37年5月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 761 資本組入金 381
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成30年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 当社は、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割しているため、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整されています。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は200株であります。
3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率
 また、割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
4. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、下記(a)乃至(e)に定める決算期において、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載の経常利益(適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役にて定めるものとする。)が下記(a)乃至(e)に掲げる各条件を充たした場合、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- (a) 平成28年3月期において経常利益が12億円を超過した場合 行使可能割合：7.5%
- (b) 平成28年3月期乃至平成29年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が16億円を超過した場合 行使可能割合：17.5%
- (c) 平成28年3月期乃至平成32年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：37.5%
- (d) 平成28年3月期乃至平成33年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が25億円を超過した場合 行使可能割合：67.5%
- (e) 平成28年3月期乃至平成34年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が30億円を超過した場合 行使可能割合：100%

新株予約権者は、平成28年3月期乃至平成32年3月期のいずれかの期において経常利益が8億円を下回った場合、上記に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)5.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

第2回新株予約権者は平成28年3月期乃至平成34年3月期を行使期間とする次回以降の新株予約権を新たに取得することはできない。ただし、新株予約権の割当日後に昇格した者については差数分を上限として取得することは可とする。

- 7. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

第3回新株予約権

決議年月日	平成28年11月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役2名及び従業員38名
新株予約権の数(個)	945 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	189,000 (注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	577 (注)4
新株予約権の行使期間	自 平成29年7月1日 至 平成37年5月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 578 資本組入金 289
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成30年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 当社は、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割しているため、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整されています。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は200株であります。
3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率
 また、割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
4. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、下記(a)乃至(c)に定める決算期において、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載の経常利益(適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合

には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。)が下記(a)乃至(c)に掲げる各条件を充たした場合、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- (a) 平成29年3月期乃至平成32年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が20億円を超過した場合
行使可能割合：37.5%
- (b) 平成29年3月期乃至平成33年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が25億円を超過した場合
行使可能割合：67.5%
- (c) 平成29年3月期乃至平成34年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が30億円を超過した場合
行使可能割合：100%

新株予約権者は、平成29年3月期乃至平成32年3月期のいずれかの期において経常利益が8億円を下回った場合、上記に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)5.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

第3回新株予約権者は平成29年3月期乃至平成34年3月期を行使期間とする次回以降の新株予約権を新たに取得することはできない。ただし、新株予約権の割当日後に昇格した者については差数分を上限として取得することは可とする。

- 7. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成25年4月1日～平成26年3月31日 (注)1	92,700	5,985,200	23,175	508,656	23,175	408,656
平成27年1月1日 (注)2	5,985,200	11,970,400	-	508,656	-	408,656
平成30年1月1日 (注)2	11,970,400	23,940,800	-	508,656	-	408,656

(注)1. スtock・オプションとしての新株予約権の権利行使

2. 株式分割(1:2)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	23	30	53	69	4	4,997	5,176	-
所有株式数(単元)	-	97,502	3,928	13,577	54,776	5	69,584	239,372	3,600
所有株式数の割合(%)	-	40.73	1.64	5.67	22.88	0.00	29.06	100.00	-

(注)自己株式176株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に76株含まれております。

(6)【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	4,654,400	19.44
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,707,800	15.48
鈴木 慶	東京都港区	3,670,800	15.33
株式会社マップグループ	東京都渋谷区代々木二丁目5番5号	1,200,000	5.01
STATE STREET B ANK AND TRUST COMPANY 505019	中央区日本橋三丁目11番1号	848,200	3.54
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	東京都港区六本木六丁目10番1号	757,480	3.16
BBH/SUMITOMO M ITSUI TRUST (U K) LIMITED FO R SMT TRUSTEE S (IRELAND) LI MITED FOR JAPA N SMALL CAP FU ND CLT AC	千代田区丸の内一丁目3番2号	696,100	2.90
BNY GCM CLIE NT ACCOUNT JPR D AC ISG (FE-A C)	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 決済 事業部	342,795	1.43
BBH FOR GRANDE UR PEAK INTERN ATIONAL OPPORT UNITIES FUND	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 決済 事業部	314,800	1.31
NORTHERN TRUS T CO.(AVFC) SU B A/C NON TREA TY	中央区日本橋三丁目11番1号	289,892	1.21
計	-	16,482,267	68.85

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式は、すべて信託業務に係るものであります。
2. グランジャー・ピーク・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシーから、平成29年9月19日付で大量保有報告書の変更報告書が提出され、平成29年9月13日現在同社が570,300株(保有割合4.76%)を保有している旨の記載がありますが、当社として議決権行使基準日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
3. フィデリティ投信株式会社から、平成30年2月7日付で大量保有報告書の変更報告書が提出され、平成30年1月31日現在同社が2,041,800株(保有割合8.53%)を保有している旨の記載がありますが、当社として議決権行使基準日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
4. 三井住友信託銀行株式会社から、平成30年3月6日付で大量保有報告書の変更報告書が提出され、平成30年2月28日現在以下の株式を保有している旨の記載がありますが、当社として議決権行使基準日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	1,517,300	6.34
三井住友トラスト・アセット マネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	514,300	2.15
日興アセットマネジメント株 式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	303,400	1.27

5. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成30年4月3日付で大量保有報告書の変更報告書が提出され、平成30年3月27日現在以下の株式を保有している旨の記載がありますが、当社として議決権行使基準日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,641,400	6.86
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	1,738,500	7.26
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	63,500	0.27

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,937,100	239,371	-
単元未満株式	普通株式 3,600	-	-
発行済株式総数	普通株式 23,940,800	-	-
総株主の議決権	-	239,371	-

(注) 単元未満株式における普通株式には、当社所有の自己株式が76株含まれております。

【自己株式等】

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
シュッピン株式会社	東京都新宿区西新宿一丁 目14番11号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	176	224,632
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	176	-	176	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主各位に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。配当につきましては、当期・中長期の業績見通し、将来の事業展開及び内部留保を総合的に勘案した上で、20～30%の配当性向を当面の基準とし、将来的にはさらなる積極的な利益還元を行う方針であります。また、毎事業年度における配当の回数については、年1回の配当を行うことを基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。なお、当社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、安定的かつ継続的な配当を基本にしつつ、業績及び財政状態を総合的に勘案した結果、1株当たり10円といたしました。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成30年6月26日 定時株主総会決議	239,406	10

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	1,540	2,799 (注)2 1,960	2,149	1,786	3,400 (注)3 1,591
最低(円)	400	1,107 (注)2 1,277	873	916	1,441 (注)3 1,080

(注)1. 最高・最低株価は、平成27年12月8日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

2. 平成27年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っており、印は株式分割による権利落後の最高・最低株価であります。

3. 平成30年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っており、印は株式分割による権利落後の最高・最低株価であります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月
最高(円)	2,946	3,260	3,400 (注)2 1,591	1,578	1,474	1,397
最低(円)	2,485	2,526	3,030 (注)2 1,428	1,402	1,080	1,132

(注)1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 平成30年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っており、印は株式分割による権利落後の最高・最低株価であります。

5【役員の状況】

男性 9名 女性 -名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 会長	-	鈴木 慶	昭和34年11月23日生	昭和56年5月 有限会社ボトムライン設立 代表取締役社長 昭和57年4月 有限会社ソフマップ設立 代表取締役社長 昭和58年12月 株式会社ソフマップ設立 代表取締役会長 平成元年2月 株式会社ソフネット設立 代表取締役社長 平成2年5月 株式会社ソフマップ 代表取締役社長 平成6年3月 株式会社ソフマップ総合研究所(現 株式会 社マップグループ)設立 代表取締役社長 平成7年3月 株式会社ソフマップ・フューチャー・デザイ ン(現 株式会社トライアイズ)設立 代表 取締役社長 平成15年6月 イージーウェイジャパン株式会社設立 代表 取締役社長 平成16年5月 マップ・ビジュアル・プレゼンツ株式会社設 立 代表取締役社長 平成17年2月 ファンタジーリゾート株式会社 取締役 平成17年8月 当社設立 代表取締役社長 平成24年8月 株式会社マップグループ 取締役(現任) 平成28年3月 当社代表取締役会長 平成30年4月 当社取締役会長(現任)	注3	3,671,000
代表取締 役社長	社長執行役員 CEO	小野 尚彦	昭和48年11月16日生	平成12年1月 株式会社マップグループ入社 平成18年3月 当社入社 平成18年9月 当社営業本部 EC営業部長 平成22年2月 当社Map Camera営業部長 平成23年10月 当社取締役Map Camera営業部長 平成26年3月 当社取締役営業本部長Map Camera営業部長兼 CROWN GEARS営業部長 平成27年4月 当社取締役副社長営業本部長CROWN GEARS営 業部長 平成28年3月 当社代表取締役社長 平成30年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員CEO (現任)	注3	11,500
取締役	上席執行役員 CIO グローバル 戦略部長	澤田 龍志	昭和48年7月26日生	平成9年4月 日本アジア投資株式会社入社 平成20年4月 当社取締役 平成23年2月 日本アジア投資株式会社 中国事業部長 平成24年2月 同社 事業開発部 ゼネラルマネージャー 平成25年6月 当社取締役 平成25年7月 当社取締役情報システム管理部長 平成30年4月 当社取締役 上席執行役員CIO グローバル 戦略部長(現任)	注3	4,100
取締役	上席執行役員 CFO コーポレート 戦略本部長	辻本 拓	昭和50年11月3日生	平成10年4月 株式会社キーエンス入社 平成15年2月 株式会社テレウェイヴ(現 株式会社アイフ ラッグ)入社 経営企画室課長代理 平成17年4月 同社経営企画室長 平成19年10月 株式会社都市デザインシステム(現 UDS株 式会社)入社 経営企画部マネージャー 平成24年9月 当社入社 総務人事部広報・IRマネー ジャー 平成26年6月 当社経営企画室長 平成27年5月 当社経営管理部長 平成28年6月 当社取締役コーポレート戦略本部長 平成30年4月 当社取締役 上席執行役員CFO コーポレー ト戦略本部長(現任)	注3	4,966

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	上席執行役員 COO 営業本部長	齋藤 仁志	昭和53年 1月19日生	平成13年 4月 株式会社マップグループ入社 平成18年 3月 当社入社 平成23年 3月 当社Map Camera営業部中古カメラ仕入グループサブマネージャー 平成25年 5月 当社Map Camera営業部リバリュースールスマーチャンダイジンググループマネージャー 平成27年 2月 当社Map Camera営業部副部長 平成27年 6月 当社Map Camera営業部長 平成28年 6月 当社取締役営業本部長 平成30年 4月 当社取締役 上席執行役員COO 営業本部長 (現任)	注 3	9,268
取締役	-	村田 真一	昭和43年 3月 7日生	平成 7年 4月 弁護士登録 兼子・岩松法律事務所入所 (現任) 平成24年 6月 株式会社ブラザクリエイト (現株式会社ブラザクリエイト本社) 監査役 (現任) 平成26年 2月 株式会社クロスフォー 監査役 (現任) 平成27年 3月 株式会社JMC 監査役 (現任) 平成27年 6月 当社取締役 (現任)	注 3	-
常勤監査役	-	米田 康宏	昭和30年 1月10日生	平成 5年 9月 株式会社ソフマップ入社 平成15年 5月 同社常務取締役管理本部長 平成17年 5月 ソフマップソフト株式会社 取締役管理部長 平成18年 3月 当社入社 管理本部総務部長 平成18年 6月 当社取締役内部監査室長 平成19年 2月 当社取締役管理本部長 平成22年 2月 当社取締役内部監査室長 平成24年 3月 当社取締役情報システム管理部長 平成25年 6月 当社常勤監査役 (現任)	注 4	10,000
監査役	-	畑尾 和成	昭和37年 2月16日生	昭和61年 1月 宇野紘一税理士事務所入所 平成元年 4月 税理士登録 畑尾和成税理士事務所設立 (現任) 平成17年 8月 当社監査役 (現任)	注 5	16,000
監査役	-	芦澤 光二	昭和25年11月24日生	昭和48年 4月 キヤノン販売株式会社(現キヤノンマーケティングジャパン株式会社)入社 平成11年 3月 同社取締役電子機器企画本部長 平成15年 1月 同社コンシューママーケティングカンパニープレジデント 平成15年 3月 同社常務取締役 平成18年 3月 同社専務取締役 平成20年 2月 同社ビジネスソリューションカンパニープレジデント 平成21年 3月 同社取締役副社長執行役員 平成25年 3月 同社退任 平成28年 6月 当社監査役 (現任)	注 5	2,900
計						3,729,734

- (注) 1. 取締役 村田真一は社外取締役であります。
 2. 監査役 畑尾和成、芦澤光二は社外監査役であります。
 3. 平成30年 6月26日開催の定時株主総会の終結の時から 2年間
 4. 平成29年 6月27日開催の定時株主総会の終結の時から 4年間
 5. 平成28年 6月28日開催の定時株主総会の終結の時から 4年間
 6. 所有株式数には、本報告書の提出日現在における株式累積投資による取得持株数を含めた数値を記載しております。
 7. 当社では、意思決定の迅速化による経営の効率化を図るため、平成30年 4月 1日より執行役員制度を導入いたしました。平成30年 6月27日現在の執行役員は上記取締役執行役員(4名)のほか次の2名であり、その担当業務は記載のとおりであります。

執行役員 近藤 誠 営業本部副本部長 GMT営業部長

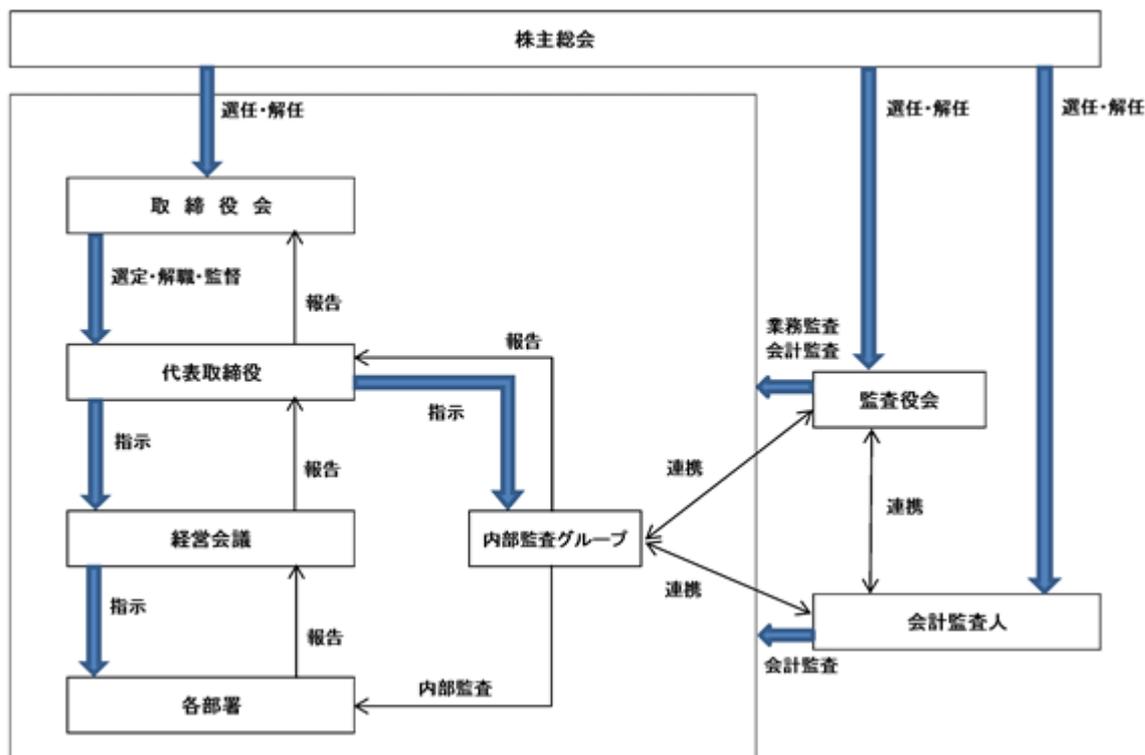
執行役員 佐川 学史 情報システム部長

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主のみならず従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等大きな影響や利害関係を持つ方々の利益を尊重した経営に徹すべく、経営の効率性、業績の向上及びコンプライアンスの重視を主体としたコーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最重要課題として取り組んでおります。

会社の機関及び内部統制の体制図



企業統治の体制の状況等

イ．企業統治の体制の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会の構成員は常勤監査役1名、社外非常勤監査役2名の計3名であり、取締役会の構成員は社内取締役5名、社外取締役1名の計6名であります。当社は、商品ごとに専門性を高めた営業施策を実施するため、各営業部への権限委譲を行っており、事業別のマネジメント強化を図っております。このため、監査役会による経営のチェック体制の下、社内の重要事項を出席取締役全員で議論のうえ決定する取締役会制度が当社の経営に適合しているものと判断しております。なお、当社は、平成30年4月1日より執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化による経営の効率化を図っております。また、当社は、監査役会設置会社として、機能的かつ公正なコーポレート・ガバナンス体制の構築を目指してまいりました。監査役3名がそれぞれ中立・公正な立場で取締役の職務執行に対する有効性及び効率性の検証を行うことにより、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えております。

原則として取締役会を毎月1回以上開催し、経営上の意思決定機関として、重要事項の決定、取締役の業務執行状況の監督を行っております。代表取締役社長は、取締役及び監査役が出席する取締役会にて経営計画の実施状況、月次の貸借対照表、損益計算書及びその他の業務執行状況を報告するとともに、営業の状況についても、その都度報告しております。平成28年からは、アンケート形式の取締役会実効性評価を実施し、適切に取締役会が運営されていることを確認しております。また、常勤取締役と執行役員で構成される経営会議は、原則として毎週1回開催され、経営方針、経営戦略、部門間の課題等業務執行上の重要事項の審議、意見具申、報告、情報共有及び決議が行われ、経営会議規程に基づく職務権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われるようになっております。取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めております。法令及び社内規程に基づき、取締役会の職務の執行に係る文書等について保存・管理を行っております。また、監査役が求めたときは、取締役はいつでも当該文書を閲覧又は謄写に供することとしております。

金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、内部監査グループを設置し、財務報告に係る内部統制について整備及び運用する体制を構築しております。

ロ．内部統制システムの整備の状況

業務の適正を確保するための当社の内部統制システムに関する基本方針及び整備状況は次のとおりであります。

- (1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）
当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催している。
取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行っている。
「取締役会規程」において、重要な財産の処分及び譲受、多額の借入れ及び債務保証などの重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定している。
当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行っている。
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）
株主総会、取締役会、経営会議の議事録を、法令及び規程に従い作成し、適切に保存・管理している。
経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理している。
- (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
職務権限規程により、当社の取締役会・経営会議での決裁事項を定めている。
取締役会、経営会議及びその他の重要な会議にて、取締役及び経営幹部から、業務執行に関わる重要な情報の報告が定期的になされている。
コンプライアンスなどに関するリスクへの対応については、コンプライアンス委員会主導のコンプライアンス教育を定期的 to 実施するとともに、それぞれの所管部署において必要に応じたモニタリングを実施している。
経営会議において危機管理を所掌し、事業の継続性を揺るがすほどの重大リスクが発生した場合の対応につき整備を進めている。
全社のリスク管理の基本方針を明らかにし、リスクの識別と対処についての体系を明確にするための規程を制定し運用している。
- (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
経営会議を設置し、必要に応じ取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、職務権限規程に定められた決定事項の決定を行っている。
取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供されている。
業績管理に資する財務データは、ITを活用したシステムにより迅速かつ確に取締役に提供されている。
- (5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）
「倫理規程」「コンプライアンス規程」「行動規範」を定め、全従業員に通知するとともに、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙・監査活動を実施している。
コンプライアンス体制の強化を図るために、「内部通報制度」を導入し、当社に属する全ての人が利用できる仕組みを設けている。
内部監査部門である「内部監査グループ」が、各部署における業務執行が法令・定款及び規程等に適合しているか否かの監査を実施している。
- (6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）
現在は監査役の職務を補助する使用人は設置していないが、監査役の要請に基づいて監査役の職務補助のための監査役付使用人を置くこととする。
- (7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）
必要に応じて監査役付使用人を置く場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従うものとする。
当該使用人の異動、人事考課などについては、監査役の事前承認を得なければならないこととする。

(8)前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第3号）

監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとする。

(9)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第4号）

監査役は、毎年度末に取締役に対し業務執行状況に関する確認書の提出を求めている。

監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役及び使用人に報告を求めることができる。

(10)前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第5号）

倫理規定で監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内周知徹底する。

(11)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針（会社法施行規則第100条第3項第6号）

監査役が、その職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(12)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

監査役が、取締役及び重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査部門（「内部監査グループ」）及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制になっている。

なお、上記の体制が有効に機能するために、標準的な「内部統制の枠組み」に基づいて、内部統制システムの構築を推進しております。

八．リスク管理体制の整備の状況

当社を取り巻く業務執行上のリスクに対する基本方針として、リスクマネジメント基本方針を定めております。これに基づき経営の健全かつ持続的な成長を目指すとともに、リスクコントロールに努め、経営効率を高め、株主価値及び社会的信用の向上を図っております。

当社の経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とし、役員及び各部責任者をメンバーとする「対策本部」を直ちに招集し、迅速に必要な初期対応を行うことにより、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整えております。

二．会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、森内茂之及び冲聡であり、太陽有限責任監査法人に所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士等13名であります。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、内部監査人2名（内部監査グループに所属）が全部署を対象として計画的かつ網羅的に実施しております。社内の各業務が社内規程及び社内ルールに基づいて適正に運営されているかについて、厳正な監査を行い、また、定期的に代表取締役社長に報告することにより、経営の健全化及び効率化に資するとともに、内部統制の強化を図っております。

内部監査人は、その監査結果について定期的に代表取締役社長に報告するとともに、常勤監査役に対しても報告を行っております。また、その都度、常勤監査役と情報交換し相互連携を図っております。監査役と監査法人に関しては、四半期及び期末決算時における意見交換を行い、期中監査時には経理状況の確認・法律上の改正点等につき情報の共有を行っております。また、内部監査人は、決算時の監査法人の棚卸立会への随行や、必要に応じて監査法人への内部監査状況の報告、期末監査終了時に意見交換の場を設けるなど、積極的に連携を図っております。

監査役会は、構成員を常勤監査役1名、社外非常勤監査役2名（うち1名は現役の税理士）とし、取締役の業務執行について客観的な立場での監督と厳正な監視を行っております。常勤監査役は、取締役会に限らず社内的重要な会議・プロジェクトに出席し、多角的な視点から取締役の業務執行を監視するとともに、定款・法令等の遵守状況について厳格に監査しております。

常勤監査役は、監査方針及び監査計画案を監査役会に提出して承認を得ております。各監査役は、この監査方針及び監査計画に基づき適切に監査を行っている旨、また、その監査結果について、監査役会にて報告及び検討を行っております。

常勤監査役は、各種会議議事録、主要な契約書、稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとしております。

現在、監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置しておりませんが、監査役は内部監査グループ等と連携し、効率的な監査を実施しております。なお、監査役がその職務を補助すべき専任の使用人の配置を求めた場合は、取締役会決議により、専任の使用人を配置することとしております。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

当社は、社外取締役及び社外監査役を起用することで、多角的な視点から当社事業の成長に資する意見・提言を経営に取り入れ、さらに業務執行に対する監督機能の強化を図ることを期待しており、当目的にかなう知識と経験を有していること、また株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、独立性が十分に確保されている方を社外取締役及び社外監査役に選任することを方針としております。

社外取締役の村田真一は、弁護士としての豊富な知識と経験を有しており、主にコンプライアンスの観点からの有益な意見により、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、選任しております。

社外監査役の畑尾和成は当社株式16,000株を所有しており、芦澤光二は当社株式2,900株を所有しておりますが、それ以外に当社と社外監査役との人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の畑尾和成は、現役の税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しているため、財務面を中心に経営全般の監査を行っております。

いずれも株式会社東京証券取引所が規定する独立役員としての条件等を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立性が高いものと判断しております。

社外取締役は、定期的に社外監査役と情報交換し相互連携を図っております。また、取締役会を通じて必要な情報の収集及び意見の表明を行い、適宜そのフィードバックを受けることで、内部監査人や会計監査人と相互連携を図っております。

社外監査役は、必要の都度、取締役とともに会計監査人より会計監査の内容について監査参考意見の報告を受ける等、会計監査人と情報交換し相互連携を図っております。また、内部監査人による監査結果について、定期的に報告を受けるほか、都度内部監査人と情報交換し相互連携を図っております。

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）	対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	
取締役（社外取締役を除く。）	99,810	99,810	6
監査役（社外監査役を除く。）	7,740	7,740	1
社外役員	11,820	11,820	3

（注）1．上記には、平成29年12月15日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。

2．取締役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第1回定時株主総会において年額200百万円以内と決議されております。なお、平成30年6月26日開催の第13回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に、当社の中期経営計画を含む業績達成に向けた中長期インセンティブとして、また、株式保有を通じて株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することが決議されております。

3．監査役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第1回定時株主総会において年額20百万円以内と決議されております。

ロ．報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

該当事項はありません。

ハ．使用人兼務役員の使用人分給のうち重要なもの

該当事項はありません。

二．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬については、株主総会で決定した限度額の範囲内で、報酬委員会にて決定しております。監査役の報酬については、株主総会で決定した限度額の範囲内で、監査役の協議によって決定しております。

取締役の定数

当社の取締役は、7名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役、常勤監査役及び社外監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応し、柔軟かつ積極的な財務戦略を行うためであります。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	15,600	-	15,600	-
計	15,600	-	15,600	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、当社の規模及び事業の特性等に基づいた監査日数、要員等を総合的に勘案し、決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当事業年度においては、子会社が存在しないため、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	644,420	1,268,843
売掛金	1,612,730	1,851,044
商品	3,209,371	4,194,168
前渡金	100	130
前払費用	65,627	68,838
繰延税金資産	89,495	106,033
その他	106,363	309,525
貸倒引当金	726	-
流動資産合計	5,727,382	7,798,584
固定資産		
有形固定資産		
建物	142,507	162,350
減価償却累計額	59,927	65,102
建物(純額)	82,579	97,248
工具、器具及び備品	187,006	200,500
減価償却累計額	145,766	160,787
工具、器具及び備品(純額)	41,239	39,712
有形固定資産合計	123,819	136,960
無形固定資産		
ソフトウェア	457,254	435,619
ソフトウェア仮勘定	11,742	7,532
無形固定資産合計	468,996	443,152
投資その他の資産		
差入敷金保証金	319,161	366,954
長期前払費用	9,833	10,317
繰延税金資産	4,871	4,188
その他	22,626	20,628
投資その他の資産合計	356,492	402,088
固定資産合計	949,308	982,201
資産合計	6,676,691	8,780,786

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	823,485	1,045,830
短期借入金	800,000	1,000,000
1年内返済予定の長期借入金	628,601	474,770
未払金	174,834	233,124
未払費用	47,098	63,692
未払法人税等	267,970	301,740
預り金	9,600	17,580
ポイント引当金	137,054	154,410
その他	66,053	62,603
流動負債合計	2,954,697	3,353,753
固定負債		
長期借入金	322,914	1,095,666
固定負債合計	322,914	1,095,666
負債合計	3,277,611	4,449,419
純資産の部		
株主資本		
資本金	508,656	508,656
資本剰余金		
資本準備金	408,656	408,656
資本剰余金合計	408,656	408,656
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,474,848	3,408,507
利益剰余金合計	2,474,848	3,408,507
自己株式	-	224
株主資本合計	3,392,161	4,325,595
新株予約権	6,918	5,771
純資産合計	3,399,079	4,331,367
負債純資産合計	6,676,691	8,780,786

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	24,996,074	30,921,474
売上原価		
商品期首たな卸高	2,757,770	3,209,371
当期商品仕入高	21,272,386	26,828,345
合計	24,030,156	30,037,717
他勘定振替高	27,100	27,358
商品期末たな卸高	3,221,063	4,214,724
商品評価損	11,691	20,556
商品売上原価	20,793,684	25,816,190
売上総利益	4,202,389	5,105,284
販売費及び一般管理費		
役員報酬	115,080	119,370
給与手当	827,058	880,883
法定福利費	139,143	147,930
広告宣伝費	63,127	53,670
販売促進費	401,195	545,246
業務委託費	131,197	167,481
支払手数料	626,758	747,375
減価償却費	197,765	195,777
地代家賃	211,087	218,513
ポイント引当金繰入額	72,688	66,723
貸倒引当金繰入額	336	726
その他	320,642	426,122
販売費及び一般管理費合計	3,105,409	3,568,369
営業利益	1,096,980	1,536,914
営業外収益		
受取利息	17	14
受取手数料	132	185
協賛金収入	370	-
還付加算金	167	-
その他	165	240
営業外収益合計	853	441
営業外費用		
支払利息	11,180	12,470
盗難等損失	4,704	-
為替差損	-	656
その他	3,672	3,088
営業外費用合計	19,557	16,215
経常利益	1,078,276	1,521,139
特別利益		
新株予約権戻入益	-	1,146
特別利益合計	-	1,146
特別損失		
固定資産除却損	470	1,762
特別損失合計	470	1,762
税引前当期純利益	1,077,805	1,520,524
法人税、住民税及び事業税	362,527	459,076
法人税等調整額	25,814	15,855
法人税等合計	336,713	443,221
当期純利益	741,092	1,077,303

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	508,656	408,656	408,656	1,829,519	1,829,519	-	2,746,832	6,594	2,753,426
当期変動額									
剰余金の配当				95,763	95,763		95,763		95,763
当期純利益				741,092	741,092		741,092		741,092
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								324	324
当期変動額合計	-	-	-	645,329	645,329	-	645,329	324	645,653
当期末残高	508,656	408,656	408,656	2,474,848	2,474,848	-	3,392,161	6,918	3,399,079

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	508,656	408,656	408,656	2,474,848	2,474,848	-	3,392,161	6,918	3,399,079
当期変動額									
剰余金の配当				143,644	143,644		143,644		143,644
当期純利益				1,077,303	1,077,303		1,077,303		1,077,303
自己株式の取得						224	224		224
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								1,146	1,146
当期変動額合計	-	-	-	933,658	933,658	224	933,435	1,146	932,289
当期末残高	508,656	408,656	408,656	3,408,507	3,408,507	224	4,325,595	5,771	4,331,367

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,077,805	1,520,524
減価償却費	197,765	195,777
貸倒引当金の増減額（は減少）	336	726
受取利息及び受取配当金	17	14
支払利息及び社債利息	11,180	12,470
固定資産除却損	470	1,762
売上債権の増減額（は増加）	285,517	238,314
たな卸資産の増減額（は増加）	451,601	984,796
仕入債務の増減額（は減少）	116,733	222,345
ポイント引当金の増減額（は減少）	17,586	17,356
その他	214,099	178,982
小計	629,528	567,402
利息及び配当金の受取額	17	14
利息の支払額	10,994	12,504
法人税等の支払額	230,504	420,855
営業活動によるキャッシュ・フロー	388,047	134,057
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	14,846	36,724
無形固定資産の取得による支出	90,858	104,178
差入敷金保証金の差入による支出	19,630	45,781
その他の投資活動	3,319	1,998
投資活動によるキャッシュ・フロー	122,016	184,685
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	300,000	200,000
長期借入れによる収入	500,000	1,400,000
長期借入金の返済による支出	832,601	781,079
自己株式の取得による支出	-	224
新株予約権の発行による収入	324	-
配当金の支払額	95,763	143,644
財務活動によるキャッシュ・フロー	128,040	675,051
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	137,991	624,422
現金及び現金同等物の期首残高	506,429	644,420
現金及び現金同等物の期末残高	644,420	1,268,843

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品(新品)

移動平均法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 商品(中古品)

個別法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物(附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法、それ以外は定率法を採用しております。尚、主な耐用年数は、建物は18~36年、その他は3~20年であります。

(2) 無形固定資産

ソフトウェアは定額法を採用しており、主な耐用年数は5年であります。尚、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年間)に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。尚、主な償却期間は5年であります。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの将来の使用により発生する費用に備えるため、将来使用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

企業がその従業員等に対して権利確定条件が付されている新株予約権を付与する場合に、当該新株予約権の付与に伴い当該従業員等が一定の額の金額を企業に払い込む取引について、必要と考えられる会計処理及び開示を明らかにすることを目的として公表されました。

(2) 適用予定日

平成31年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表への影響額については、現時点で評価中であります。

2. 税効果会計に係る会計基準の適用指針等

・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日改正 企業会計基準委員会)

・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日 最終改正企業会計基準委員会)

(1) 概要

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際して、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる以下の見直しが行われたものであります。

(会計処理の見直しを行った主な取扱い)

- ・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い
- ・(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

(2) 適用予定日

平成31年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

3. 収益認識に関する会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(損益計算書関係)

固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物	470千円	1,688千円
工具器具及び備品	-	73千円
合計	470千円	1,762千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	11,970,400	-	-	11,970,400

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
第2回新株予約権	-	-	-	-	-	6,594
第3回新株予約権	-	-	-	-	-	324
合計		-	-	-	-	6,918

(注) 第3回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	95,763	8	平成28年3月31日	平成28年6月29日

(注) 平成28年6月28日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、記念配当1円を含んでおります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	143,644	12	平成29年3月31日	平成29年6月28日

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	11,970,400	11,970,400	-	23,940,800

(注) 1. 平成30年1月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割をしております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加11,970,400株は株式分割によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	-	176	-	176

(注) 当事業年度の増加は単元未満株式の取得によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高 （千円）
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
第2回新株予約権	-	-	-	-	-	5,488
第3回新株予約権	-	-	-	-	-	283
合計		-	-	-	-	5,771

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	143,644	12	平成29年3月31日	平成29年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	239,406	10	平成30年3月31日	平成30年6月27日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金勘定	644,420千円	1,268,843千円
現金及び現金同等物	644,420千円	1,268,843千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。今後の事業拡大等に伴い必要となる資金については銀行借入等により調達する予定であります。なお、当社はデリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入敷金保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に中古商品在庫・設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2.参照)。

前事業年度（平成29年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	644,420	644,420	-
(2) 売掛金	1,612,730	1,612,730	-
資産計	2,257,150	2,257,150	-
(1) 買掛金	823,485	823,485	-
(2) 短期借入金	800,000	800,000	-
(3) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	951,515	948,387	3,127
負債計	2,575,000	2,571,873	3,127

当事業年度（平成30年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,268,843	1,268,843	-
(2) 売掛金	1,851,044	1,851,044	-
資産計	3,119,888	3,119,888	-
(1) 買掛金	1,045,830	1,045,830	-
(2) 短期借入金	1,000,000	1,000,000	-
(3) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,570,436	1,567,457	2,978
負債計	3,616,266	3,613,287	2,978

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産 (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債 (1) 買掛金 (2) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成29年3月31日	平成30年3月31日
差入敷金保証金	319,161	366,954

上記については、市場価格を把握することが極めて困難であること等から、上の表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額
 前事業年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	644,420	-	-	-
売掛金	1,612,730	-	-	-
合計	2,257,150	-	-	-

当事業年度（平成30年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,268,843	-	-	-
売掛金	1,851,044	-	-	-
合計	3,119,888	-	-	-

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
 前事業年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	800,000	-	-	-	-	-
長期借入金	628,601	272,883	50,031	-	-	-
合計	1,428,601	272,883	50,031	-	-	-

当事業年度（平成30年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,000,000	-	-	-	-	-
長期借入金	474,770	247,751	47,915	-	800,000	-
合計	1,474,770	247,751	47,915	-	800,000	-

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. 自社株式オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金	324千円	- 千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
新株予約権戻入益	- 千円	1,146千円

3. 自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 自社株式オプションの内容

	第2回新株予約権 取締役会の決議日 (平成27年5月11日)	第3回新株予約権 取締役会の決議日 (平成28年11月7日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 23名	当社取締役 2名 当社従業員 38名
株式の種類別の自社株式オプションの数(注)2	普通株式 784,000株	普通株式 189,000株
付与日	平成27年6月18日	平成28年12月21日
権利確定条件	(注)3	(注)4
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成28年7月1日 至 平成37年5月27日	自 平成29年7月1日 至 平成37年5月27日

(注)1 第2回新株予約権及び第3回新株予約権はストック・オプションに該当しない自社株式オプションであります。

2 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年1月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3 第2回新株予約権の権利確定条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者は、下記(a)乃至(e)に定める決算期において、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載の経常利益(適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。)が下記(a)乃至(e)に掲げる各条件を充たした場合、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 平成28年3月期において経常利益が12億円を超過した場合

行使可能割合：7.5%

(b) 平成28年3月期乃至平成29年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が16億円を超過した場合

行使可能割合：17.5%

(c) 平成28年3月期乃至平成32年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が20億円を超過した場合

行使可能割合：37.5%

(d) 平成28年3月期乃至平成33年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が25億円を超過した場合

行使可能割合：67.5%

(e) 平成28年3月期乃至平成34年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が30億円を超過した場合

行使可能割合：100%

新株予約権者は、平成28年3月期乃至平成32年3月期のいずれかの期において経常利益が8億円を下回った場合、上記に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4 第 3 回新株予約権の権利確定条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者は、下記 (a) 乃至 (c) に定める決算期において、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載の経常利益（適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。）が下記 (a) 乃至 (c) に掲げる各条件を充たした場合、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月 1 日から行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- (a) 平成29年 3 月期乃至平成32年 3 月期のうち、いずれかの期において経常利益が20億円を超過した場合
行使可能割合：37.5%
- (b) 平成29年 3 月期乃至平成33年 3 月期のうち、いずれかの期において経常利益が25億円を超過した場合
行使可能割合：67.5%
- (c) 平成29年 3 月期乃至平成34年 3 月期のうち、いずれかの期において経常利益が30億円を超過した場合
行使可能割合：100%

新株予約権者は、平成29年 3 月期乃至平成32年 3 月期のいずれかの期において経常利益が 8 億円を下回った場合、上記 に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(2) 自社株式オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成30年3月期）において存在した自社株式オプションを対象とし、自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

自社株式オプションの数

	第2回新株予約権 取締役会の決議日 (平成27年5月11日)	第3回新株予約権 取締役会の決議日 (平成28年11月7日)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	942,000	216,000
付与	-	-
失効	158,000	27,000
権利確定	-	-
未確定残	784,000	189,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 平成30年1月1日付株式分割（普通株式1株につき2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第2回新株予約権 取締役会の決議日 (平成27年5月11日)	第3回新株予約権 取締役会の決議日 (平成28年11月7日)
権利行使価格 (円)	754	577
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	1,400	300

(注) 1 公正な評価単価は、新株予約権1個（200株）の単価であります。

2 平成30年1月1日付株式分割（普通株式1株につき2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. 自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
ポイント引当金	42,294千円	47,651千円
業績賞与	27,527千円	33,627千円
未払事業税	13,299千円	17,121千円
棚卸資産評価損	2,148千円	4,431千円
減損損失	4,515千円	3,807千円
その他	4,581千円	3,582千円
繰延税金資産合計	94,366千円	110,221千円
繰延税金資産の純額	94,366千円	110,221千円

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	-	30.86%
税額控除	-	1.94%
交際費	-	0.21%
その他	-	0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担額	-	29.15%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、商品別の営業部を置き、各営業部は取り扱う商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社の報告セグメントは、当社が取り扱う商品の種類・性質・市場等に基づくセグメントから構成されており、「カメラ事業」、「時計事業」、「筆記具事業」及び「自転車事業」の4区分を報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

事業区分	主要商品
カメラ事業	デジタルカメラ、フィルムカメラ、交換レンズ、周辺機器等の中古及び新品商品
時計事業	中古腕時計、新品腕時計
筆記具事業	中古万年筆、新品万年筆・文具・革小物等
自転車事業	自転車車体、フレーム、パーツ、小物類等の中古及び新品商品

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

また、共用資産については、各報告セグメントに配分しておりませんが、関連する費用については、合理的な基準に基づき、各報告セグメントへ配分しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
 前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	財務諸表計 上額 (注) 2
	カメラ事業	時計事業	筆記具事業	自転車事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	18,131,457	6,013,727	511,212	339,677	24,996,074	-	24,996,074
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	18,131,457	6,013,727	511,212	339,677	24,996,074	-	24,996,074
セグメント利益又は 損失（ ）	1,442,482	307,624	46,860	14,103	1,782,863	685,882	1,096,980
セグメント資産	3,255,809	1,851,891	127,181	172,350	5,407,233	1,269,458	6,676,691
その他の項目							
減価償却費	66,531	10,594	2,598	1,564	81,289	116,476	197,765
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	55,735	7,440	1,461	945	65,582	42,647	108,230

（注）1. 調整額は以下のとおりです。

- セグメント利益又は損失の調整額 685,882千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない管理統括部門に係る費用であります。
- セグメント資産の調整額1,269,458千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。
- 減価償却費の調整額116,476千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。
- 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、ソフトウェア仮勘定の増加額は含めておりません。また有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額42,647千円は、報告セグメントに帰属しない全社資産の設備投資額であります。

2. セグメント利益又は損失は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	財務諸表計 上額 (注) 2
	カメラ事業	時計事業	筆記具事業	自転車事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	21,937,135	7,974,047	573,409	436,882	30,921,474	-	30,921,474
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	21,937,135	7,974,047	573,409	436,882	30,921,474	-	30,921,474
セグメント利益又は 損失（ ）	1,833,917	475,291	39,196	4,885	2,343,519	806,605	1,536,914
セグメント資産	3,936,362	2,512,000	151,345	167,764	6,767,472	2,013,313	8,780,786
その他の項目							
減価償却費	63,768	9,602	2,218	1,402	76,991	118,785	195,777
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	111,488	14,680	2,324	1,614	130,108	55,709	185,817

（注）1. 調整額は以下のとおりです。

- セグメント利益又は損失の調整額 806,605千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない管理統括部門に係る費用であります。
- セグメント資産の調整額2,013,313千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

(3) 減価償却費の調整額118,785千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、ソフトウェア仮勘定の増加額は含めておりません。また有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額55,709千円は、報告セグメントに帰属しない全社資産の設備投資額であります。

2. セグメント利益又は損失は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦における売上高が90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	鈴木 慶	-	-	当社代表取締役会長	（被所有）直接 15.3%	-	商品の販売	37,041	-	-
							商品の買取	29,238		

（注）1．取引金額には消費税等は含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針

当社商品の販売及び買取については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）		当事業年度 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）	
1株当たり純資産額	141.69円	1株当たり純資産額	180.68円
1株当たり当期純利益金額	30.96円	1株当たり当期純利益金額	45.00円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	30.94円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	44.19円

（注）1．1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	当事業年度 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益（千円）	741,092	1,077,303
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	741,092	1,077,303
普通株式の期中平均株式数（株）	23,940,800	23,940,711
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（千円）	-	-
普通株式増加数（株）	13,704	439,419
（うち新株予約権（株））	13,704	439,419
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第2回新株予約権 （平成27年5月11日取締役会決議） 普通株式 942,000株	第2回新株予約権 （平成27年5月11日取締役会決議） 普通株式 942,000株 第3回新株予約権 （平成28年11月7日取締役会決議） 普通株式 216,000株

2．当社は、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

（譲渡制限付株式報酬制度の導入）

当社は、平成30年6月26日開催の第13回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

1. 制度導入の目的及び理由

当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の中期経営計画を含む業績達成に向けた中長期インセンティブとして、また、株式保有を通じて株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしました。

2. 譲渡制限付株式報酬制度の概要等

制度の概要

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。また、本制度における当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

イ．対象取締役が割当を受けた当社普通株式（以下「本株式」という。）について、割当を受けた日から3年間は、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること

ロ．一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること

金銭報酬債権の報酬額及び付与株式数の上限

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額30,000千円以内とします。また、本制度により、当社が発行又は処分される当社の普通株式の総数は年23,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とします。

譲渡制限付株式1株当たりの払込金額

本制度における譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	142,507	21,982	2,138	162,350	65,102	5,624	97,248
工具、器具及び備品	187,006	14,741	1,247	200,500	160,787	16,195	39,712
有形固定資産計	329,513	36,724	3,386	362,850	225,890	21,820	136,960
無形固定資産							
ソフトウェア	946,482	149,093	-	1,095,575	659,956	170,728	435,619
ソフトウェア仮勘定	11,742	113,290	117,499	7,532	-	-	7,532
無形固定資産計	958,224	262,383	117,499	1,103,108	659,956	170,728	443,152
長期前払費用	9,212	-	-	9,212	6,331	3,229	2,881

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	山手新宿ビル内装工事一式	13,153千円
工具、器具及び備品	防犯カメラ一式	1,210千円
ソフトウェア	スマホ関連機能開発	38,538千円
	E C 情報検索	26,273千円
	レコメンドエンジン	21,125千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	ソフトウェア勘定への振替	117,499千円
-----------	--------------	-----------

3. 長期前払費用の内容は償却対象分のみを記載しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	800,000	1,000,000	0.33	-
1年以内に返済予定の長期借入金	628,601	474,770	0.46	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	322,914	1,095,666	0.44	平成31年～35年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	1,751,515	2,570,436	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均金利を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
247,751	47,915	-	800,000

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	726	-	-	726	-
ポイント引当金	137,054	1,429,538	1,389,780	22,402	154,410

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、引当金取崩しによるものであります。

2. ポイント引当金の「当期減少額(その他)」については、有効期限(最終利用日から2年間)を経過し、失効したポイントの戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	82,227
預金	
普通預金	1,186,615
合計	1,268,843

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
三井住友カード(株)	558,363
楽天(株)	321,092
(株)ジェーシービー	320,069
(株)ジャックス	174,155
ヤフー(株)	169,610
その他	307,753
合計	1,851,044

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
1,612,730	22,019,747	21,781,432	1,851,044	92.17	28.71

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品

区分	金額(千円)
カメラ	1,807,006
時計	2,166,264
筆記具	100,266
自転車	120,631
合計	4,194,168

差入敷金保証金

区分	金額(千円)
東京法務局	77,330
キヤノンマーケティングジャパン(株)	70,843
大和証券オフィス投資法人	65,777
(株)ぶらんしえ	59,612
東京山手食糧販売協同組合	45,781
その他	47,610
合計	366,954

買掛金

相手先	金額(千円)
(株)ニコンイメージングジャパン	229,615
キヤノンマーケティングジャパン(株)	152,306
ソニーマーケティング(株)	128,083
富士フィルムイメージングシステムズ(株)	80,969
加賀ソルネット(株)	69,783
その他	385,072
合計	1,045,830

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	6,744,248	14,435,238	22,829,058	30,921,474
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	316,137	730,235	1,219,032	1,520,524
四半期(当期)純利益金額(千円)	217,954	503,075	840,333	1,077,303
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	9.11	21.02	35.10	45.00

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	9.11	11.91	14.09	9.90

(注) 当社は、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで			
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内			
基準日	毎年3月31日			
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日			
1単元の株式数	100株			
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>取次所 -</p> <p>買取手数料 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額</p>			
公告掲載方法	<p>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 http://www.syuppin.co.jp/top.html</p>			
株主に対する特典	<p>毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された当社株式1単元以上を保有する株主を対象とし、当社専門店及びECサイトでの商品購入・売却時に利用可能な優待券（購入時：5,000円割引、売却時：5%上乘せ）を贈呈する。</p>			
			保有期間	
			2年未満	2年以上（注）1
	保有 株式数	100株以上300株未満	1枚	2枚
		300株以上1,000株未満	2枚	3枚
1,000株以上10,000株未満		3枚	4枚	
10,000株以上		5枚	6枚	

- （注）1．継続保有期間2年以上の株主様とは、毎年3月末日に確定する株主名簿に保有株式数100株以上を保有し、同一株主番号で3回以上連続して記載又は記録されている株主様となります。
- 2．当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第12期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成29年6月28日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第13期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）平成29年8月7日関東財務局長に提出。

第13期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）平成29年11月7日関東財務局長に提出。

第13期第3四半期（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）平成30年2月6日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

平成29年6月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書

平成30年3月19日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年 6月27日

シュッピン株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森内 茂之 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 沖 聡 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシュッピン株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュッピン株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、シュッピン株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、シュッピン株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。